

## 令和7年度医学部臨時定員地域枠に係る定員調整について

### 国の方針（令和6年4月26日開催第4回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会）

医師多数県の令和7年度の医学部臨時定員の配分方法については、原則として、令和6年度臨時定員地域枠に0.8を乗じたものとする。

### 府の対応

- ・府医療対策協議会において対応を協議の上、令和6年6月20日、同協議会会長から国に対し臨時定員地域枠の必要性や令和6年度の定員数と同数措置の継続等に係る要望書を提出
  - ・同月21日、本府に対する国のヒアリングにおいても、再度本方針を見直すよう働きかけ
- ➡ 国から方針どおり減員を行うよう指示

### 定員調整

#### 定員調整の考え方

令和6年度第1回大阪府医療対策協議会での意見を参考に、下記の（1）から（3）の項目について各大学の状況を確認し、総合的に判断。なお、各大学の減員数は、臨時定員数の減少による影響を踏まえ、前年度比▲1までとする。

項目	考慮の内容
（1）地域枠の確保・養成状況	臨時定員地域枠の総定員数に対する養成数の割合※1
（2）地域医療への貢献状況	地域枠医師数に対する地域枠の義務を履行した医師数の割合※2
（3）臨時定員数	国の定員配分・調整方針（令和6年度臨時定員地域枠数×0.8）※3

- ※1 総定員数及び養成数は、全大学が現在の地域枠の入学定員となった平成27年から令和5年までの累積数とする。
- ※2 地域枠医師数及び地域枠の義務を履行した医師数は、全大学の地域枠医師が存在する令和3～5年度における卒業1～3年目までの累積数とする。
- ※3 国の定員配分・調整方針に基づき減員される数は、各大学の令和6年度臨時定員地域枠数×（1－0.8）とする。

#### 検討結果

★は、各項目の最上位

大学名	(1)	(2)	(3)
大阪医科薬科大学	★		★
大阪公立大学		★	
関西医科大学			
近畿大学			

➡ 大阪公立大学、関西医科大学及び近畿大学の3校について、  
令和6年度定員数から1名ずつ減員

## 議題

### ①「令和7年度医学部臨時定員地域枠の申請希望数 15名」としてよろしいか。

- 国からの意向調査に対し、令和6年5月にすでに回答済みであるが、医療法第30条の23 第2項 第5号に基づく地域医療協議会での協議事項に該当するため協議を行うもの
- 地域枠設置大学4校の意向等
  - ・ 令和7年度における恒久定員内地域枠の振替意向はなく、前年同様の臨時定員地域枠の設置を希望（大阪公立大学5名、大阪医科薬科大学2名、関西医科大学5名、近畿大学3名）
  - ・ 4校いずれも国が定める地域枠の定義をみたしていることを確認済

### ②大阪府では、引き続き臨時定員地域枠15名が必要であることから、国に対し、大阪府医療対策協議会長名で要望書（資料1-2）を提出してよろしいか。

### ③上記②の対応によっても、なお国が削減の方針（医師多数県については、原則として令和6年度臨時定員地域枠に0.8を乗じる）を変更せず、令和7年度の臨時定員地域枠を減員する必要があるが生じた場合、以下の項目を参考に大学と減員調整してよろしいか。

- ・ 地域枠の確保・養成に関する実績（これまでの養成数、養成率など）
- ・ 地域医療への貢献状況（卒後の地域枠医師の義務従事数、義務従事率など）
- ・ 臨時定員数 など

#### 今後の想定スケジュール

		国	府
令和6年	6月	都道府県へのヒアリング	↑
	7月		
	8月頃	令和7年度入学定員数決定	

医対第 1 5 5 6 号  
令和 6 年 6 月 20 日

厚生労働省医政局医事課長 様

大阪府医療対策協議会会長

### 医学部臨時定員地域枠における配分方針に関する要望

令和 6 年 4 月 26 日に開催された第 4 回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会において、令和 7 年度の医学部臨時定員の意向の配分・調整方法に関し、医師多数県については、「その臨時定員については、原則として令和 6 年度臨時定員地域枠に 0.8 を乗じたもの」とする方針が示されたことを受け、以下について要望いたします。

1. 大阪府内には、医師の地域偏在や診療科偏在が生じていることから、府内 4 大学に地域枠を設置、これまで 65 人の地域枠医師を養成し、現在、初期臨床研修を修了した 33 人の地域枠医師が、府内の医師不足の二次医療圏や産科、救急科など医師不足の診療科等で従事し、地域医療に貢献しているところです。昨年度、府医師確保計画の策定にあたり、府独自で地域の医療需要や医師の勤務実態等を調査し、将来の必要医師数を算出した結果、2036 年に向けさらに約 2,000 人以上の医師の確保が必要な状況（別添「府独自の必要医師数の算出」参照）であることから、同確保計画において、引き続き臨時定員による地域枠が必要とされたところです。そのため、地域に必要な医師が十分確保されるまで、大阪府の臨時定員地域枠を削減せず、令和 6 年度の定員数と同数の措置を継続していただきたい。
2. 臨時定員地域枠の設置方針の決定にあたり、令和 2 年度の医師マクロ需給推計をその根拠としていますが、新型コロナウイルス感染症における都市部のひっ迫状況や、将来の医師少数県の地域枠医師の養成状況を見込んだ推計となるよう、算出方法を見直すとともに、都道府県単位の算出結果を公表いただきたい。
3. 令和 7 年度臨時定員地域枠の定員数については、令和 6 年 4 月 26 日に開催された第 4 回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会において、初めてその配分・調整方法が示されました。募集定員数の急な変更は、入学志願者の進路選択に影響を及ぼすことなどから、定員数を削減する場合には、十分な期間を設けていただきたい。

大阪府 健康医療部 保健医療室 医療対策課  
医療人材確保グループ  
TEL : 06-6944-8183  
FAX : 06-6944-8227  
E-mail : [iryotaisaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:iryotaisaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)

## 府独自の必要医師数の算出

## ■府独自の必要医師数

- 府内の病院・診療科の区分や診療科別の実態をもとに、医師の時間外労働時間の上限規制を踏まえた府独自の必要医師数を算出
- 府算出の必要医師数では、2036年に向け大阪府全体で2,058人の医師の確保が必要

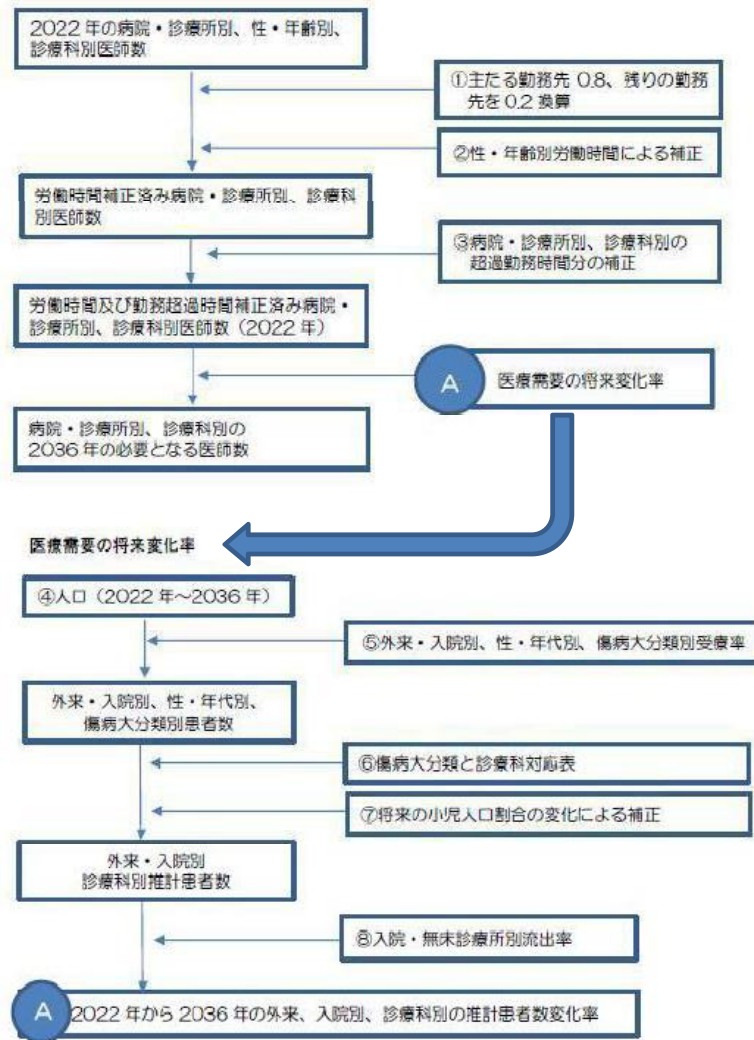
二次医療圏	国算出による数値		府算出による数値	
	現在医師数 (2020年)	2036年 必要医師数	現在医師数 (2022年)	2036年 必要医師数
豊能	3,622	2,978	3,661	4,307
三島	2,079	2,027	2,138	2,393
北河内	2,721	3,002	2,630	2,744
中河内	1,574	1,841	1,502	1,473
南河内	1,775	1,561	1,642	1,739
堺市	2,004	2,329	1,869	1,971
泉州	2,078	2,411	1,992	2,111
大阪市	9,415	6,725	9,572	10,326
大阪府計	25,267(a)	22,944(b)	25,006(c)	27,064(d)

(b)－(a)	▲2,323	(d)－(c)	2,058
---------	--------	---------	-------

※現在医師数：日本アルトマークメディカルデータベース2022より日本医療経営機構及び京都大学が集計

## 府独自の必要医師数の算出

### ■必要医師数の算出手順



推計手順	用いたデータ
① 2022年の病院・診療所別、性・年齢別、診療科別医師数について、主たる勤務先は0.8、残りの勤務先を0.2換算し集計	・株式会社日本アルトマーク「メディカルデータベース医師数(2022年)」をもとに日本医療経営機構及び京都大学が集計
② ①について国の労働時間比データを用い、性・年齢別労働時間による補正を行い、労働時間補正済み診療所・病院別、診療科別医師数を算出	・厚生労働省「医師偏在指標データ集」
③ 病院・診療所別、診療科別の医師の労働時間補正を行うため、「A：総労働時間数」と「B：制限超過分の労働時間数」を算出。このうちBを解消させるため、新たに医師を確保するという考え方にたち、②の医師数にA/(A-B)を乗じて、労働時間補正後の医師数(2022年)を算出	・大阪府「医師確保計画策定のための実態調査」
④ 市町村別人口を二次医療圏単位で集計	・国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」
⑤ 外来・入院別、性・年代別、傷病大分類別受療率を用い、二次医療圏ごとの人口と掛け合わせ、推計患者数を算出	・厚生労働省「平成29年患者調査」
⑥ ⑤で算出した患者数を診療科別に対応させるため、傷病大分類と診療科対応表を用い、外来・入院別診療科別推計患者数を算出	・厚生労働省平成30年度厚生労働研究事業「ニーズに基づいた専門医の養成にかかる研究」報告書
⑦ ⑥は2017年における患者の診療科別の対応割合を算出したものであるため、将来の小児人口割合の変化による補正を行い、外来・入院別診療科別推計患者数を算出	・国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」
⑧ 二次医療圏ごとの入院・無床診療所別流出率を⑦の推計患者数に掛け合わせ、2022年から2036年の外来・入院別、診療科別の推計患者数の変化率を算出	・厚生労働省「医師偏在指標データ集」
⑨ ⑧で算出した2022年から2036年までの推計患者数の変化率と③で算出した2022年の補正後医師数を掛け合わせ2036年の必要医師数を算出	